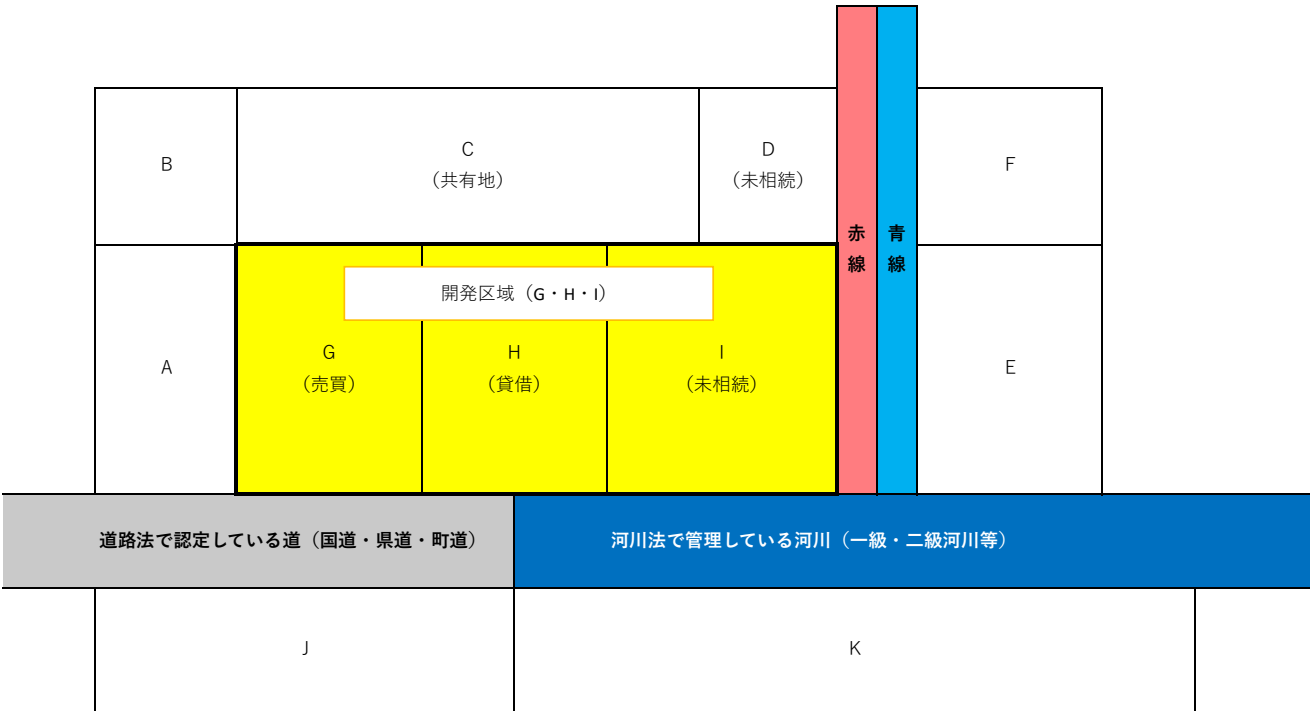


条例第5条第3項第1号（近隣同意）の範囲について

参考

開発区域に隣接する土地の所有者及び使用者並びに家屋の所有者及び使用者の範囲は、下の図・表を参考にしてください。

※近隣利害関係者の同意書は、添付図書一覧表のNo.10の一部に該当



場所	同意書	備考
A	○	開発区域と「面」で接しているので近隣所有者（使用者）となる
B	○	開発区域と「点」で接しているので近隣所有者（使用者）となる
C	○	開発区域と「面」で接しているので近隣所有者（使用者）となり、代表者がいる場合は代表者の同意が必要 ※代表者がいない場合は、共有者全員の同意
D	○	開発区域と「面」で接しているので近隣所有者（使用者）となり、代表相続人がいる場合は代表者の同意が必要 ※代表相続人がいない場合は、相続人全員の同意
E	○	開発区域が赤線・青線（公共物道水路）を挟んで「面」で隣り合っているため、近隣所有者（使用者）となる
F	×	開発区域が赤線・青線（公共物道水路）を挟んで「点」で隣り合っているが、影響が小さいため、近隣所有者とはならない
J	×	開発区域との間に道路法の道路があるため、近隣所有者とはならない ※国県道の場合、道路管理者である群馬県へ事業説明し、指摘された場合はそれに従うこと ※林道・農道の場合、道路法の道路では無いため、赤線（公共物）と同じ扱いとなる
K	×	開発区域との間に河川法で管理する河川があるため、近隣所有者とはならない。 ※管理者（国や群馬県）に対して事業説明し、事業地が河川区域・砂防区域等に含まれている場合は、必要な手続きを行うこと
G・H	△	開発区域の所有者（同意書の必要はないが、あるとより望ましい。売買・貸借の契約書でも可）
I	○	開発区域が未相続地の場合は、相続人全員の同意が必要。また被相続人との関係性を証する書類（戸籍謄本・戸籍の附票・住民票・相続図・遺産分割協議書など、相続登記と同等の書類）が必要

↑○：必要、△：あるとより良い、×：不要